

預かり品規定

1. お預かり期間

- (1) お預かり期間は、当ホテルがお預かり品をお預かりした日からお受け取りご指定日までとします。
- (2) お受け取りご指定日は、当ホテルがお預かり品をお預かりした日から1カ月以内に限りです。
- (3) お受け取り日のご指定がない場合は、お預かり期間はお預かりの日から1ヶ月間とします。

2. お預かり品

危険物、腐敗あるいは破損しやすいもの、動植物、虫害を受けやすい羊毛、毛皮製品等はお預かりできません。

3. お受取人

お預かり品のお受取人は、お預けのご依頼人又はその方がお受取人としてご指定された第三者とします。

4. お受取人の確認

お受取人又は権限を与えられた第三者は、お預かり品のお受け取りを請求される際、当ホテルの係の者にお預り札をご提示ください。お受取人がお預けのご依頼人によって指定された第三者の場合は、正当なお受取人であることを示すものご提示を求めることがあります。係員は相当の注意をもってお受取人の同一性を確認し、お預かり品をお返しします。この場合、当ホテルはお預かり品に関して責任を免れるものとします。

5. 損害の賠償

- (1) お預かり品の紛失、毀損、変質、その他一般に不可抗力とされている事由による損害に対しては、当ホテルはその責任を負いません。
- (2) 預かり品の毀損、変質、その他ご依頼人の責めに帰すべき理由により当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

6. お預かり品処分

- (1) お預かり期間終了後1週間以内に預り品のお受取りが無い場合は、当ホテルはお預かり品を別途通常の管理をし、一般に適当と認められる方法、時間、価格等により処分することができるものとします。かかる処分が困難な場合、当ホテルは当該お預かり品を廃棄することができるものとします。
- (2) 前項の処分に要する費用はご依頼人の負担とします。ただし、処分によって得られた代金は、処分の費用に充当することができるものとします。

7. 緊急措置

- (1) 当ホテルは次のような事態が生じたときは、臨機の措置をとることができるものとします。
 - (a) 司法機関の要求によりお預かり品の開披を求められたとき
 - (b) 火災、お預かり品の異変、その他緊急を要する事態
- (2) 上記のいずれかの事態が発生した場合、当ホテルはお預かり品に生じた損害について何らの責任も負いません。

8. 管轄及び準拠法

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。